

法定気候変動適応計画の策定及び国土交通省適応計画の改正について

1. 気候変動適応法の制定と法定適応計画の策定について・・・P1～P3
2. 法定適応計画の概要と国土交通省適応計画の修正・・・P4～P7

1. (1) 気候変動適応法制定の趣旨

- 近年、大雨の頻発化に伴う水害・土砂災害の増加など、気候変動の影響が全国各地で起きており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれ。
- こうした気候変動に対処するためには、温室効果ガスの長期大幅削減に全力で取り組むことはもとより、現在生じており、また将来予測される被害の防止・軽減等を図る気候変動適応に、多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって取り組むことが一層重要。
- このような状況を踏まえ、気候変動適応を推進するための措置を講じることを目的として気候変動適応法を制定（平成30年6月）。

1. (2) 気候変動適応法の概要

① 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割の明確化

② 政府が気候変動適応に関する計画(法定適応計画)を定めることを義務化(注)

(注)平成27年11月に閣議決定した気候変動適応計画が存在

③ 5年ごとに、気候変動影響評価を行うことを義務化

④ 国立研究開発法人国立環境研究所の役割を明確化

⑤ 都道府県及び市町村の気候変動適応に関する計画の策定等に関する努力義務

⑥ 気候変動適応広域協議会を組織し適応策を推進

⑦ 防災や農業等の関連施策との連携

1. (3) 法定適応計画の策定に向けたスケジュール

9月19日 パブリックコメント開始(10月18日まで)

9月25日 中央環境審議会地球環境部会から意見聴取

10月11日 社整審・交政審環境部会へ報告

10月下旬 閣議決定(案)の確定(目途)

11月中旬 環境政策推進本部の開催(持ち回り)

11月中旬 閣議決定

2. (1) 気候変動適応法が定める計画事項の追加

- 国の基本的役割
- 地方公共団体の基本的役割
- 事業者の基本的役割、事業活動の促進、基盤的施策
- 国民の基本的役割
- 気候変動適応の推進に関して国立環境研究所が果たすべき役割
- 関係行政機関相互の連携協力の確保

2. (2) 最近の動向を踏まえた追加・修正事項(法定計画・国交省計画) ①

① グリーンインフラ

- 国土形成計画(H27.8 閣議決定)及び社会資本整備重点計画(H27.9閣議決定)において、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を位置づけ。
- 現行の国土交通省気候変動適応計画には、Ⅱ. 基本的考え方 3. 適応策の基本的な考え方 (6)自然との共生及び環境との調和 の中でグリーンインフラを位置づけ。
- 今般、法定適応計画の策定に際し、第1章 気候変動適応に関する施策の基本的方向 第4節 基本戦略 (1)施策への気候変動適応の組み込み の中で、グリーンインフラや生態系を基盤とするアプローチ(EbA及びEco-DRR)を位置づけたいとの環境省の意向が示され、調整中。
- グリーンインフラは、社会資本の維持管理や利用、整備等の各フェーズ、土地利用等に際して、当該社会資本が本来発揮すべき機能に加え、自然環境が有する機能を活用すること等により、地域のニーズに合致した環境、地域振興、防災・減災等の多様な機能の発現を合わせて図ろうとするものであり、取組を推進。

2. (2) 最近の動向を踏まえた追加・修正事項(法定計画・国交省計画) ②

② 高規格堤防整備事業の推進(第2章第4節 自然災害・沿岸域(1)水害に関する適応の基本的な施策)

首都圏及び近畿圏のゼロメートル地帯等の低平地において、高規格堤防の整備を推進

※ 「高規格堤防の効率的な整備の推進に向けて 提言」(H29.12 高規格堤防の効率的な整備に関する検討会)を踏まえ追加

③ 自転車活用推進計画(第2章第7節 国民生活・都市生活(1)インフラ・ライフライン等に関する適応の基本的な施策)

全国の国道事務所等において自転車を配備し、危機管理体制を強化

※ 「自転車活用推進計画」(H30.6 閣議決定)を踏まえ追加